

令02原機（科保）123
令和3年1月25日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、
別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

- (1) 眼の水晶体の線量限度の変更のための関係告示等の一部改正に伴う変更
 - 1) 第2編別表第7について、放射線作業届の提出に係る眼の水晶体及び皮膚の等価線量基準値を変更する。
 - 2) 第2編別表第8について、眼の水晶体の等価線量限度を変更する。
 - 3) 第2編別表第25について、眼の水晶体の警戒線量を変更する。
- (2) 原子力科学研究所廃棄物処理場における新規制基準への適合性確認の進捗に合わせた変更
 - 1) 第7編第7条の3を削除する。
- (3) 記載の適正化
 - 1) 第2編別図第1を削除する。
 - 2) 記載の適正化を行う。

2. 変更の理由

- (1) 眼の水晶体の線量限度の変更のための関係告示等の一部改正に伴う変更
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部改正に伴い、整合した記載に変更するため。
- (2) 原子力科学研究所廃棄物処理場における新規制基準への適合性確認の進捗に合わせた変更
原子力科学研究所廃棄物処理場における新規制基準への適合性確認の進捗に伴い、当該条文が不要となるため。
- (3) 記載の適正化
 - 1) 第3編から第12編において同様の情報が記載されており、第2編において当該記載は不要であるため。
 - 2) 別図第1の削除に伴い、記載を適正化するため。

3. 施行期日

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考																																				
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次（省略）</p> <p>第1章（省略）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 （管理区域）</p> <p>第10条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、各原子炉施設編に示す。</p> <p>第11条～第13条（省略）</p> <p>第2節～第3節（省略）</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 （周辺監視区域の指定）</p> <p>第18条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>第19条（省略）</p> <p>第5節～第7節（省略）</p> <p>第3章～第8章（省略）</p> <p>別表第1～別表第6（省略）</p> <p>別表第7 放射線作業届の提出に係る基準（第23条関係）</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章（変更なし）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域 （管理区域）</p> <p>第10条 原子炉施設の管理区域は、各原子炉施設編に示すとおりとする。</p> <p>第11条～第13条（変更なし）</p> <p>第2節～第3節（変更なし）</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 （周辺監視区域の指定）</p> <p>第18条 周辺監視区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>第19条（変更なし）</p> <p>第5節～第7節（変更なし）</p> <p>第3章～第8章（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第6（変更なし）</p> <p>別表第7 放射線作業届の提出に係る基準（第23条関係）</p>	<p>記載の見直し</p> <p>別図番号の繰上げ</p>																																				
<table border="1" data-bbox="240 1251 1264 1654"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)</td> <td colspan="2">実効線量 1 m S v</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>5</u> m S v</td> </tr> <tr> <td>皮膚 <u>15</u> m S v</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 定常的な作業の場合を除く。</p>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)	実効線量 1 m S v		等価線量	眼の水晶体 <u>5</u> m S v	皮膚 <u>15</u> m S v	作業区域内の線量当量率	10 m S v / h		作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<table border="1" data-bbox="1299 1251 2383 1654"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)</td> <td colspan="2">実効線量 1 m S v</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>1</u> m S v</td> </tr> <tr> <td>皮膚 <u>10</u> m S v</td> </tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td> <td colspan="2">10 m S v / h</td> </tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）</td> <td colspan="2">線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 定常的な作業の場合を除く。</p>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)	実効線量 1 m S v		等価線量	眼の水晶体 <u>1</u> m S v	皮膚 <u>10</u> m S v	作業区域内の線量当量率	10 m S v / h		作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<p>水晶体等価線量限度 変更に伴う変更 皮膚等価線量基準値 変更</p>
区 分	基 準 値																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)	実効線量 1 m S v																																					
	等価線量	眼の水晶体 <u>5</u> m S v																																				
		皮膚 <u>15</u> m S v																																				
作業区域内の線量当量率	10 m S v / h																																					
作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																						
区 分	基 準 値																																					
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注)	実効線量 1 m S v																																					
	等価線量	眼の水晶体 <u>1</u> m S v																																				
		皮膚 <u>10</u> m S v																																				
作業区域内の線量当量率	10 m S v / h																																					
作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空气中濃度限度の値																																					
特殊作業で線量の推定が困難なもの																																						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考	
別表第8 放射線業務従事者に係る線量限度（第26、52条関係）				別表第8 放射線業務従事者に係る線量限度（第26、52条関係）				水晶体等価線量限度 変更	
実効線量限度		等価線量限度		実効線量限度		等価線量限度			
		皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面
① 100mSv／5年 ② 50mSv／年 ③ 女子：5 mSv／3月 注) ④ 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv		500mSv／年	150mSv／年	本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、2 mSv	① 100mSv／5年 ② 50mSv／年 ③ 女子：5 mSv／3月 注) ④ 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv		500mSv／年	① 100mSv／5年 ② 50mSv／年	本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、2 mSv
注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く。				注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く。					
別表第9～別表第12 (省略)				別表第9～別表第12 (変更なし)					
別表第13 周辺監視区域における空気吸収線量率の測定（第37条関係）				別表第13 周辺監視区域における空気吸収線量率の測定（第37条関係）				別図番号の繰上げ	
項目	頻度	測定箇所		項目	頻度	測定箇所			
空気吸収線量率	週1回	別図第2に示す箇所		空気吸収線量率	週1回	別図第1に示す箇所			
別表第14～別表第24 (省略)				別表第14～別表第24 (変更なし)					
別表第25 放射線業務従事者に係る警戒線量（第52条関係）				別表第25 放射線業務従事者に係る警戒線量（第52条関係）				水晶体等価線量限度 変更に伴う変更	
線量区分		警戒線量		線量区分		警戒線量			
実効線量		13 mSv／3月 注1)		実効線量		13 mSv／3月 注1)			
等価線量	眼の水晶体	40 mSv／3月		等価線量	眼の水晶体	13 mSv／3月			
	皮膚	130 mSv／3月			皮膚	130 mSv／3月			
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv／期間中 注2)			妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv／期間中 注2)			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

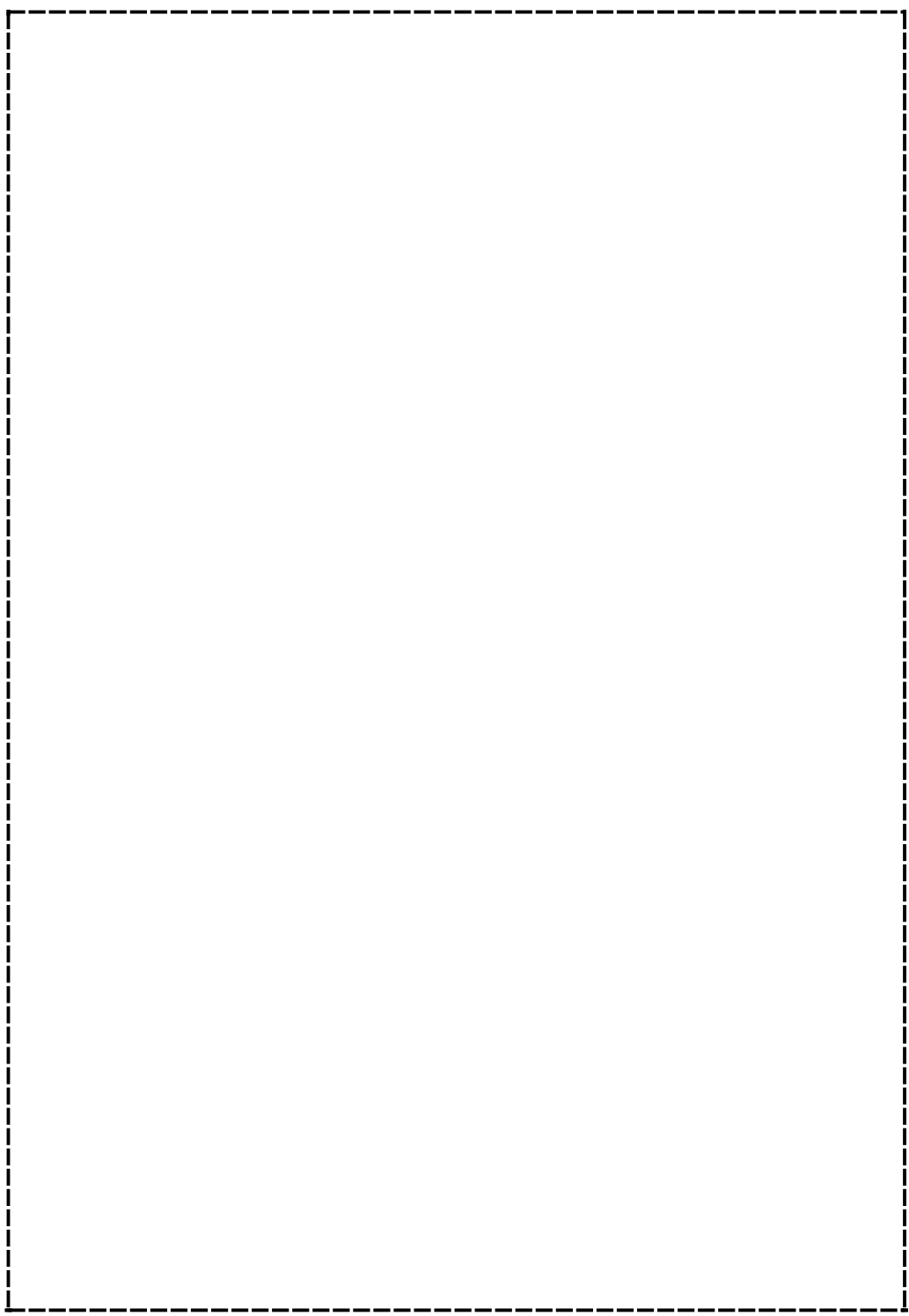
変 更 前	変 更 後	備 考
<p>注 1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>注 2) その者の所属する課長等を経て部長等に妊娠を申し出たときから出産までの積算した線量。</p>	<p>注 1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>注 2) その者の所属する課長等を経て部長等に妊娠を申し出たときから出産までの積算した線量。</p>	

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">別図第1（その1） 廃棄物処理場に係る管理区域</p>	<p>(削る)</p>	<p>第3編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その1）を削除</p>

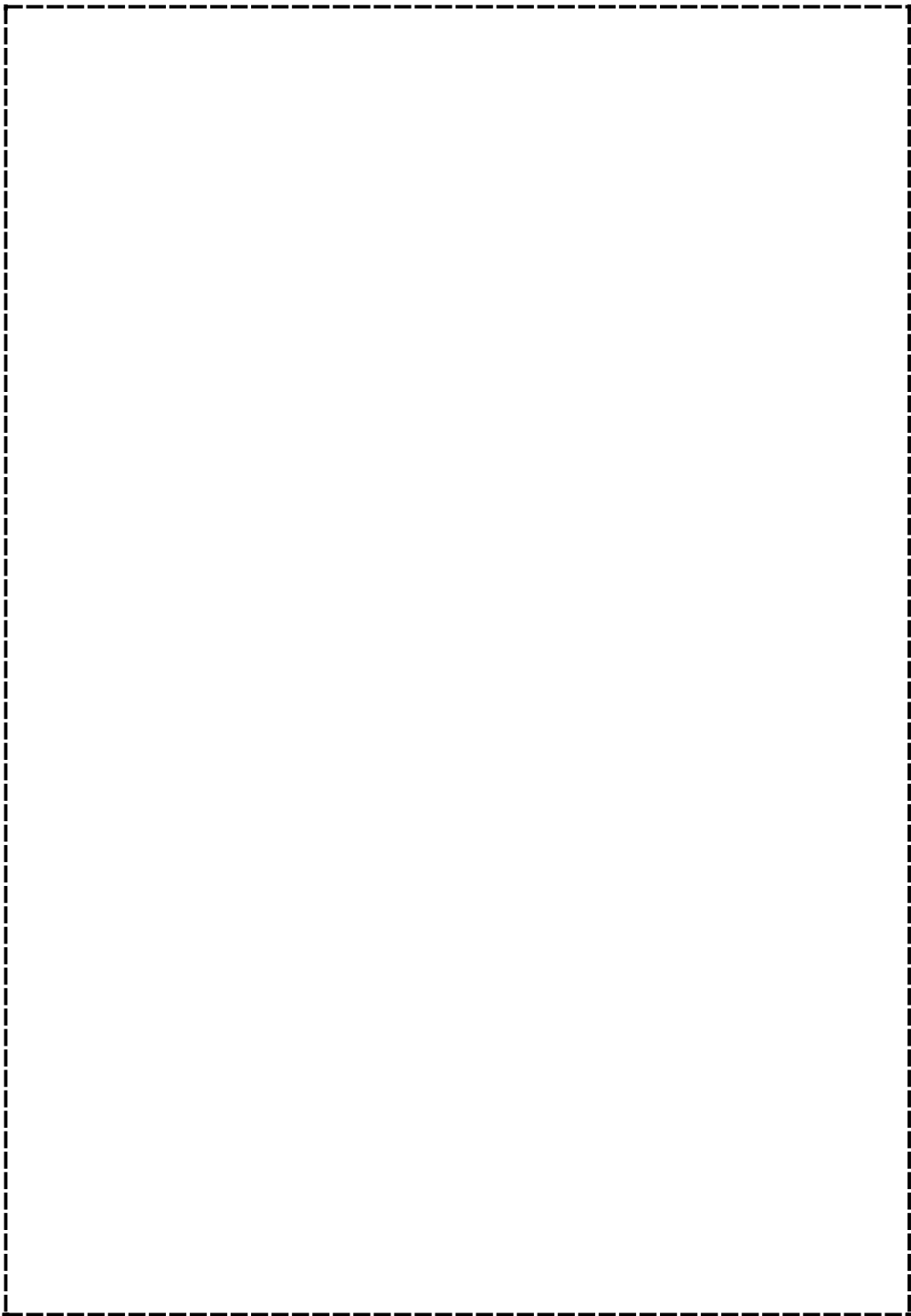
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第1（その2）JRR-2に係る管理区域</p> <p>居室</p> <p>JRR-2 炉室</p> <p>放射性廃液貯槽室</p> <p>実験準備室</p> <p>15 トンクレーン室</p> <p>排気筒</p> <p>非常用電源室</p> <p>管理区域</p>	<p>(削る)</p>	<p>第4編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その2）を削除</p>

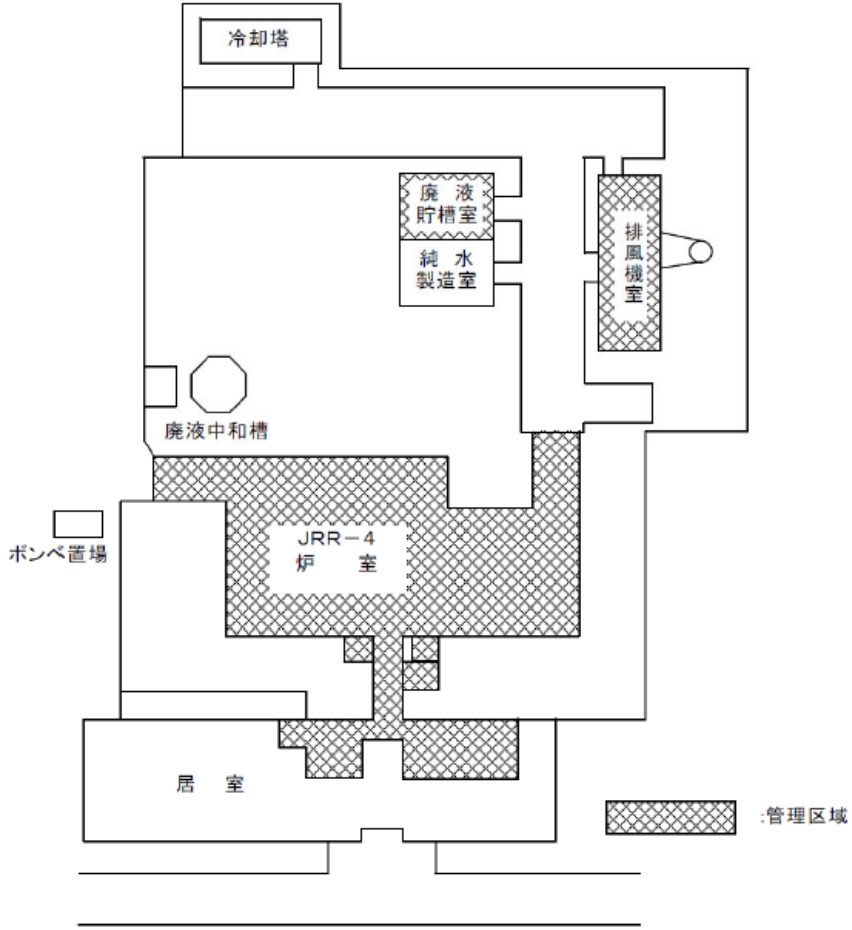
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="222 262 845 304">別図第1（その3）JRR-3に係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1305 262 1409 304">(削る)</p>	<p data-bbox="2404 262 2656 577">第5編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その3）を削除</p>

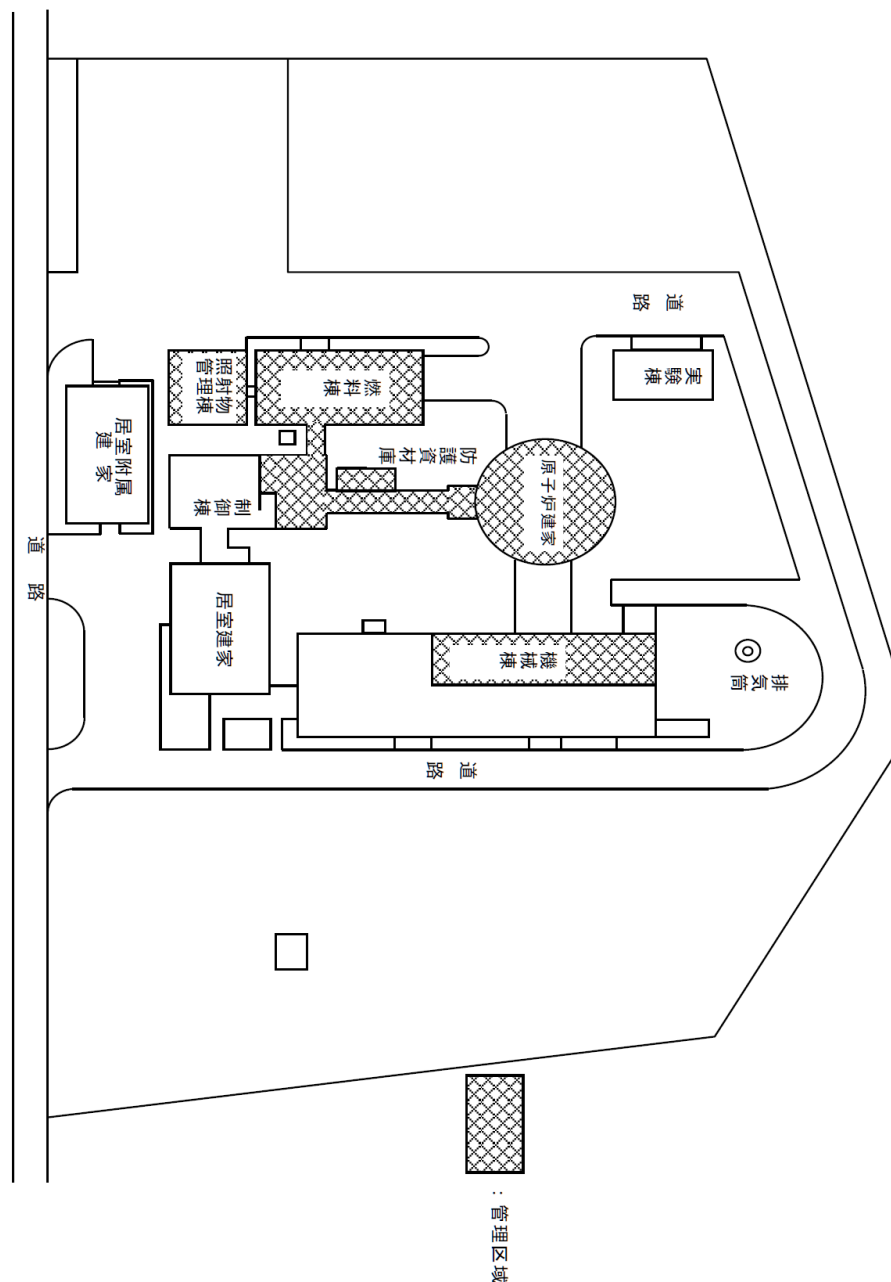
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="225 258 854 342">別図第1（その4）JRR-3に係る管理区域 （使用済燃料貯蔵施設「北地区」）</p> 	<p data-bbox="1288 258 1418 300">（削る）</p>	<p data-bbox="2398 258 2665 573">第5編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その4）を削除</p>

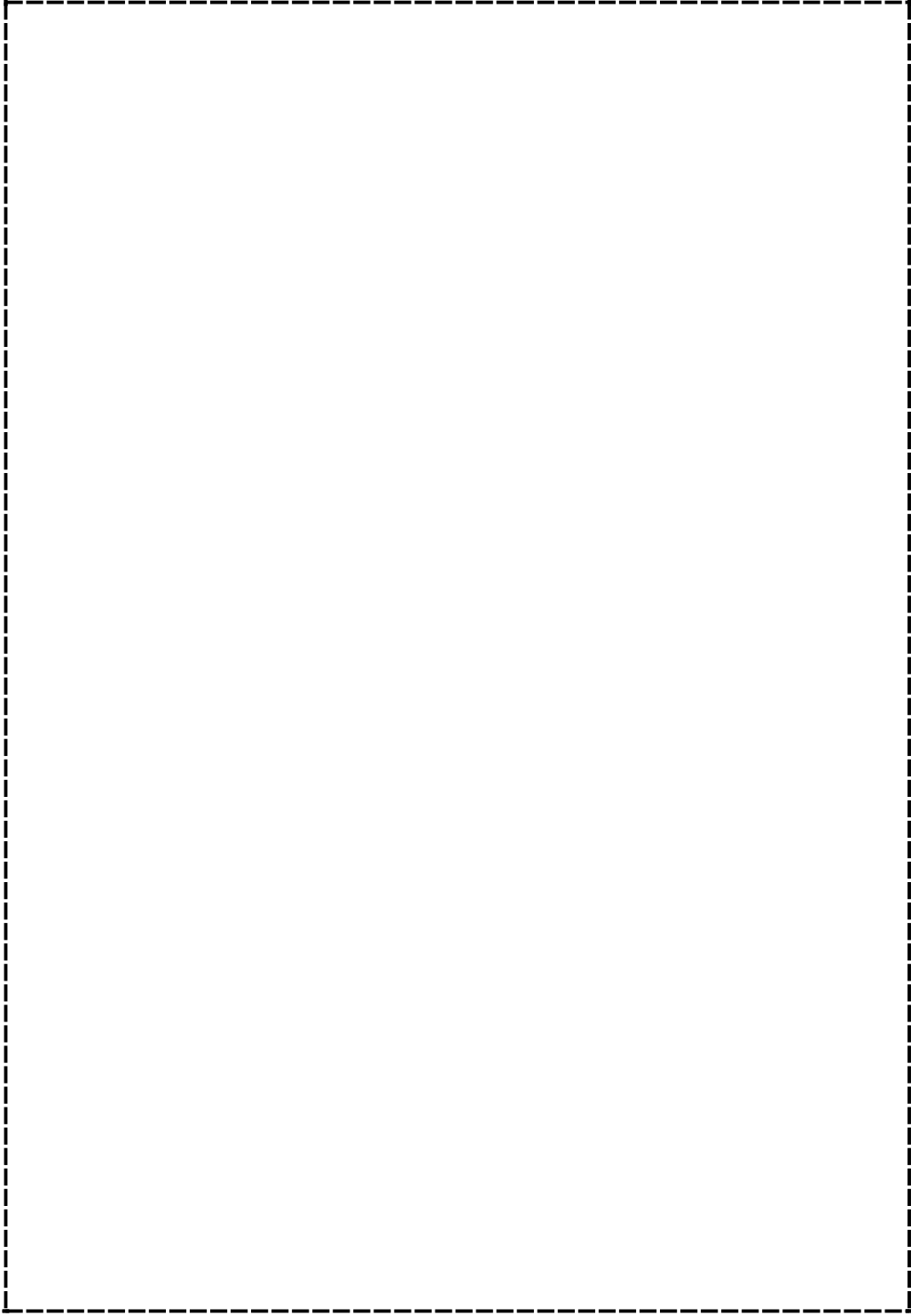
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="332 344 872 373">別図第1（その5）JRR-4に係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1311 352 1418 382">(削る)</p>	<p data-bbox="2410 352 2653 655">第6編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その5）を削除</p>

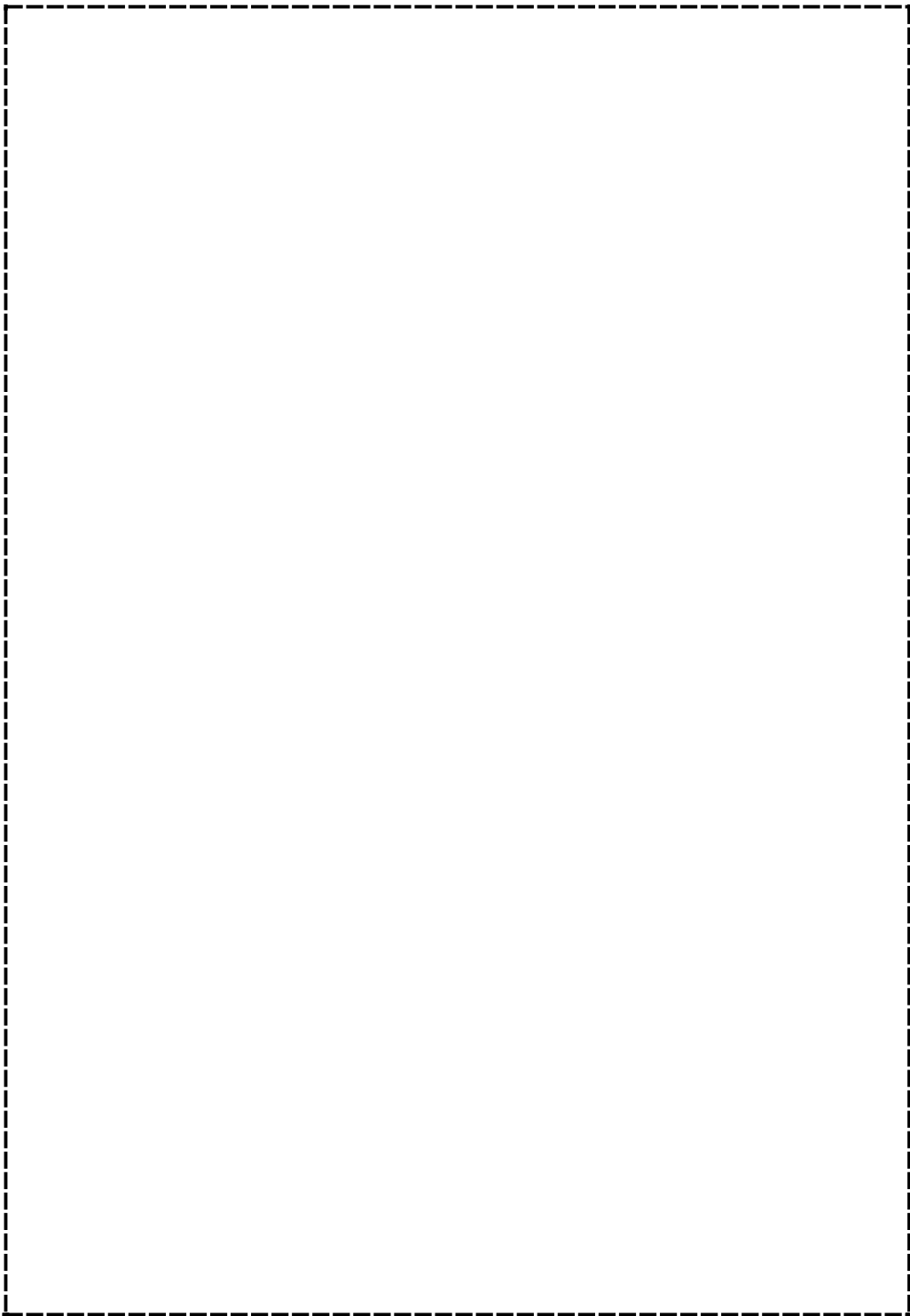
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">別図第1（その6）NSRRに係る管理区域</p> 	<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>第7編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その6）を削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="225 310 783 342">別図第1（その7）TCAに係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 323 1412 354">(削る)</p>	<p data-bbox="2407 310 2656 611">第8編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その7）を削除</p>

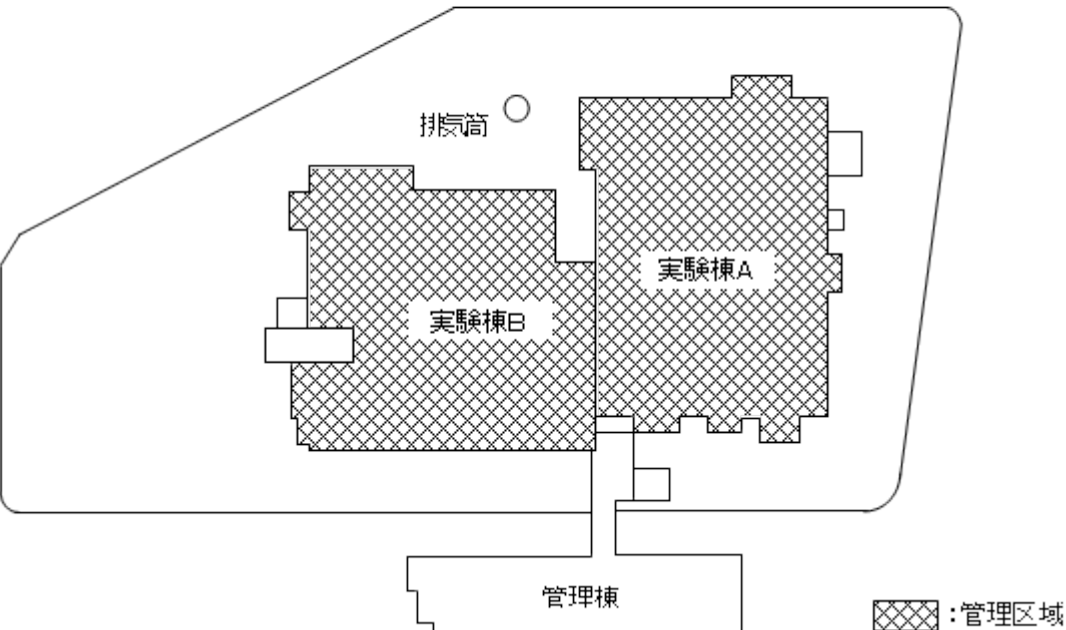
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="231 310 783 342">別図第1（その8）FCAに係る管理区域</p> 	<p data-bbox="1308 310 1412 342"><u>(削る)</u></p>	<p data-bbox="2407 310 2659 611">第9編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その8）を削除</p>

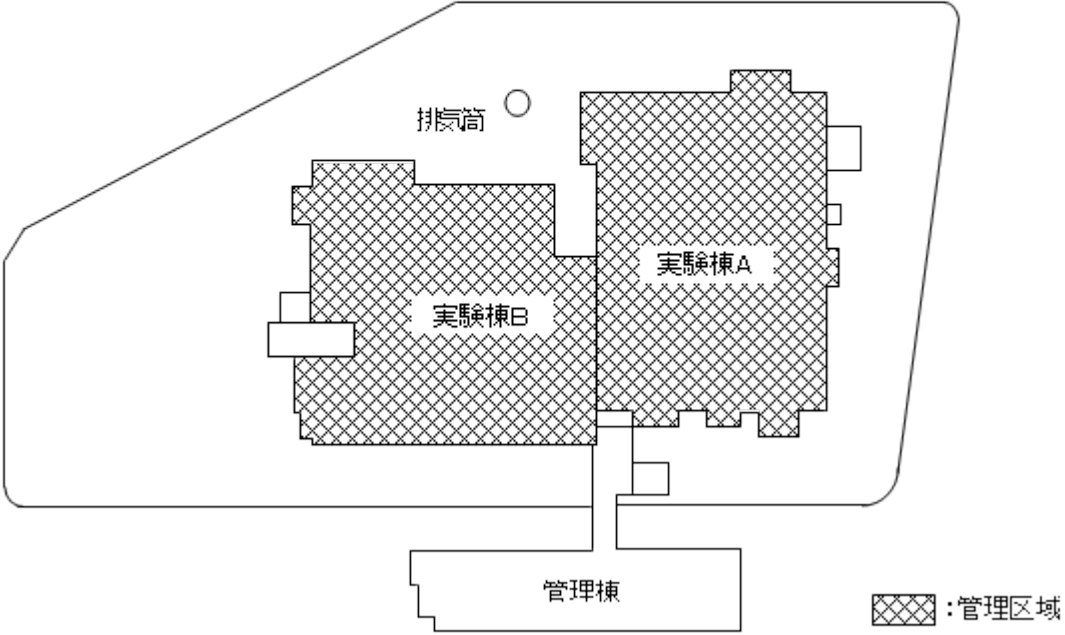
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>別図第1（その9）</u> <u>（削除）</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	<p>記載の適正化</p>

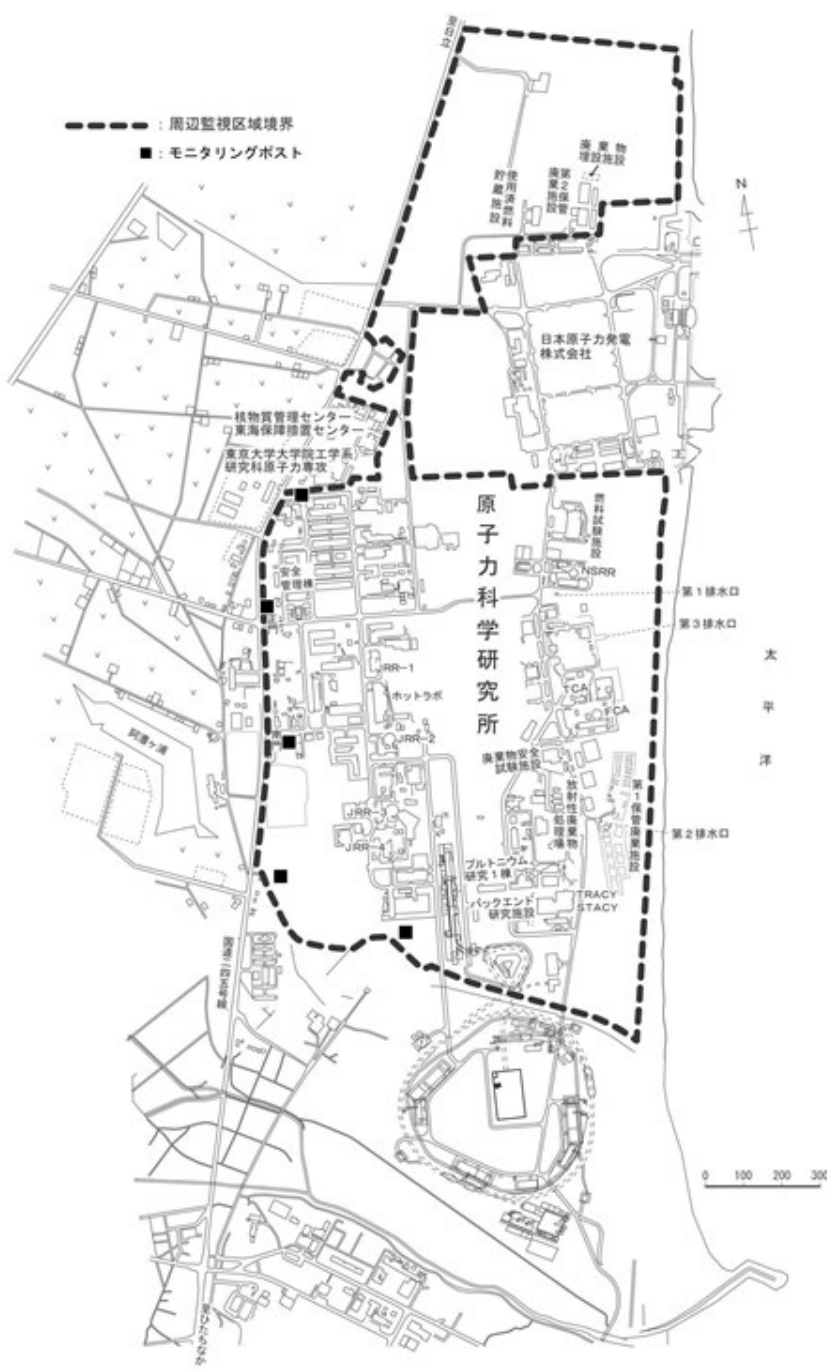
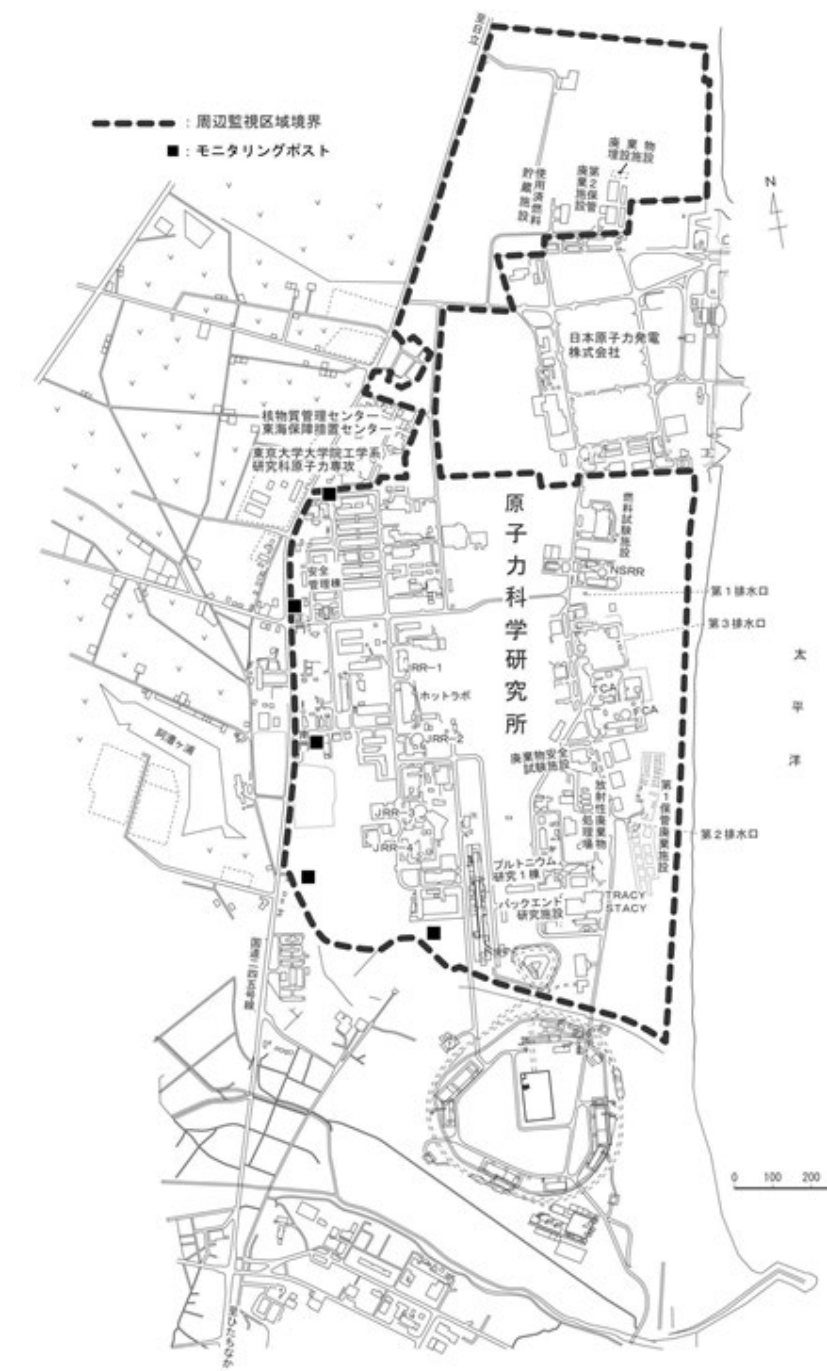
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="252 310 920 346">別図第1（その10） STACYに係る管理区域</p>  <p data-bbox="667 567 742 598">排気筒</p> <p data-bbox="667 745 816 777">実験棟B</p> <p data-bbox="890 703 1038 735">実験棟A</p> <p data-bbox="786 1018 875 1050">管理棟</p> <p data-bbox="1098 1029 1276 1060">:管理区域</p>	<p data-bbox="1305 310 1409 346">(削る)</p>	<p data-bbox="2404 310 2656 661">第11編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その10）を削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="261 321 955 359">別図第1（その11）TRACYに係る管理区域</p>  <p data-bbox="661 552 736 583">排気筒</p> <p data-bbox="676 737 810 768">実験棟B</p> <p data-bbox="884 688 988 720">実験棟A</p> <p data-bbox="780 993 869 1024">管理棟</p> <p data-bbox="1092 1010 1270 1041">:管理区域</p>	<p data-bbox="1299 310 1389 342">(削る)</p>	<p data-bbox="2410 310 2653 657">第12編の別図にて管理区域の詳細が示されており、記載されている情報が重複しているため、第2編別図第1（その11）を削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 周辺監視区域</p> 	<p>別図第1 周辺監視区域</p> 	<p>別図番号の繰上げ</p>
<p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (省略)</p>	<p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第7編 NSRRの管理

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第7条 (省略)</p> <p><u>第7条の2 (削除)</u></p> <p><u>(新規制基準への適合に係る廃棄物処理場との関係)</u></p> <p><u>第7条の3 NSRR管理課長は、第6条に定める年間運転計画に記載されている運転の予定期間において、固体廃棄物が発生した場合、廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されるまでの間、第63条に定める廃棄物保管場所に保管しなければならない。</u></p> <p><u>2 NSRR管理課長は、令和3年3月までに廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されなかった場合、令和3年4月から廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されるまでの間、原子炉の運転を行わない。</u></p> <p>第8条 ~ 第11条の2 (省略)</p> <p>第2章 ~ 第8章 (省略)</p> <p>別表第1 ~ 別表第26 (省略)</p> <p>別図第1 ~ 別図第5 (省略)</p>	<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第7条 (変更なし)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第8条 ~ 第11条の2 (変更なし)</p> <p>第2章 ~ 第8章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ~ 別表第26 (変更なし)</p> <p>別図第1 ~ 別図第5 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>処理場の一部使用承認に係る審査の進捗に合わせた変更</p>